

# **3. 写真管理**

**令和3年10月**

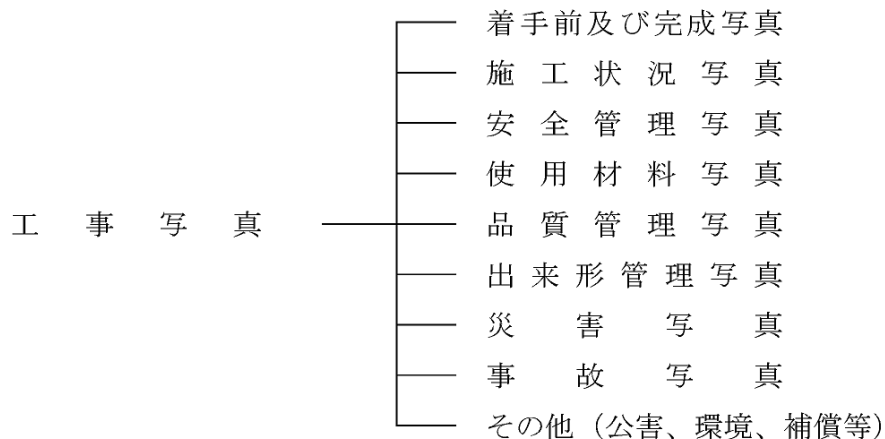
# 写 真 管 理

## (1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6（3）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

## (2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



## (3) 工事写真の撮影及び提出頻度

### 1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

### 2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

## (4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

## (5) 工事写真の省略

### 1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

#### (6) 工事写真の編集等

デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

#### (7) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

#### (8) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- 2) 監督員が**指示**するものはその**指示**した大きさとする。

#### (9) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

#### (10) 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- 1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に**1部提出**する。なお、ネガ又は電子媒体は受注者で**5年間保管**するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。
- 2) 電子媒体は、CD-ROM、MOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得るものとする。

#### (11) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工程、種別、細別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた測点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と**協議**して決めるものとする。

#### (12) 写真管理における留意事項

- 1) 撮影項目、提出頻度等は工事内容により不適切な場合は監督員の**指示**により追加、削減するものとする。
- 2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- 3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(取上げ寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- 4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- 5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、

プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで  
**3年間程度**に顕著な劣化が生じないものとする。)

6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を**協議**  
のうえ取り扱いを定めるものとする。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

7) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等  
確認可能な方法で撮影する。

8) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍  
速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタ  
イムラプス映像を撮影することができる。

※電子媒体での写真整理については、

**【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県土木建築部)工事編】**を参考にする事。

**【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県農林水産部)工事編】**を参考にする事。